

# 西欧諸国における最近の物価上昇について

## はしがき

最近物価の上昇が問題になっているのはわが国だけではない。西欧諸国においてもここ1年余の物価の上がり方はかなり著しいものがある。しかも西欧の場合、最近物価上昇の主因になっているのは賃金コストの上昇であって、これは労働力の著しい不足と、これを背景とする賃金上昇が原因である。つまり、最近わが国でも問題として取り上げられはじめているコスト・パッシュによる「新型インフレーション」がかなりはっきりした形で現われている。この意味において最近の西欧のインフレーションの実態を分析し、これに対する専門家の考え方や各国の対策を検討することはわれわれにとっても参考となる点が少なくないと考えられる。本稿はそのような趣旨から出たものであるが、ただ紙数の都合上、ここではこの問題に関する基本的な事項について概説するにとどめざるを得なかつた。

## 1. 最近の物価の動き

### (1) 成長鈍化局面での物価上昇

「世界的なインフレーションはおおむね終わった」というヤコブソンのことばを裏書きするように、1959、1960年とおおむね安定を保っていた西欧諸国の物価は、1960年が終わりに近づくとともに再び上昇に転じた。1959年から

1960年前半にかけて西欧諸国はブームのさなかにあり、それだけにこの時期の物価安定は高く評価されたのであるが、1960年後半にはいり多くの諸国で景気上昇テンポの鈍化がみられるようになつた時に物価上昇が目立ってきたのである。しかも1961年にはいるとこの傾向はますますはっきりしてきた。下表にみるとおり旧O E E C諸国総合の鉱工業生産伸び率は期を追つて鈍化している。し

旧O E E C諸国総合の鉱工業生産伸び率

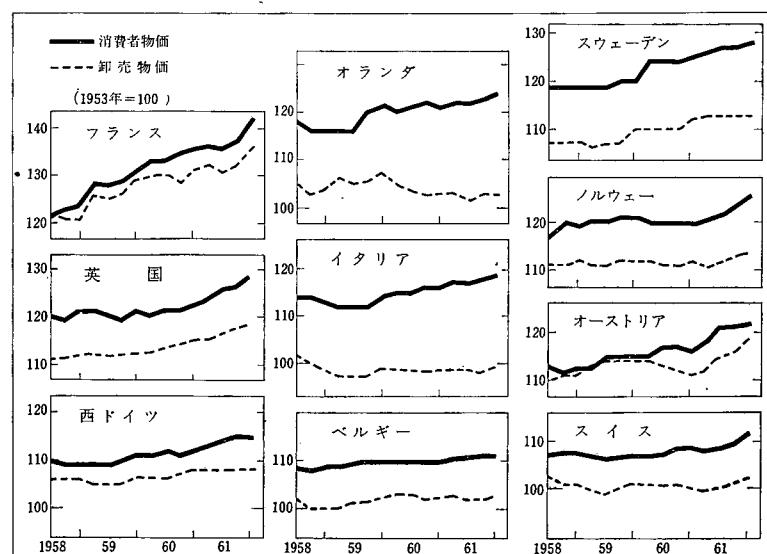
(前年同期比・%)

1960年				1961年			
I	II	III	IV	I	II	III	IV
12.5	10.7	10.7	7.4	5.9	5.1	3.4	4.2

資料：OECD；General Statistics。

かも物価は逆に上げ足を強めていったのである。この結果1961年第4四半期の消費者物価上昇率

## 各 国 の 物 価 の 足 どり



資料：OECD；General Statistics。

(対前年同期比)は英國やオーストリアでは4～5%、フランス、西ドイツ、スイス、イタリアなどでは3%前後に達した(注1)。

しかしここで注意を要するのは、急騰したのは消費者物価のほうであって、卸売物価は一部の国を除きかなり安定していたということである。その結果1957～58年ごろから目立ちはじめた両物価の乖離傾向がこのところ一段と強められている。

### (2) 著しいサービス価格の値上がり

消費者物価上昇の内容を検討してみると、各国共通にみられる現象は広い意味でのサービス価格の値上がりが著しいことである。教養娯楽費などを含む狭義のサービス価格はどの国でも上昇しており、交通費もフランスなどでは値上がりが著しい。しかしどくに目立つのはほとんどの国で家賃が他と飛び放れた大幅な上昇を示したことである。いずれにせよサービス価格全体として相当の上昇があり、これは各国とも消費者物価指数で3～4割のウェイトを占めているので、その上昇は指数全体の上昇に少なからぬ影響を与えている。

しかしもちろん値上がりはサービス価格に限ったわけではなく、消費財の中でもかなり値上がりしたものがある。とくに注目すべきは、西ドイツの家具や衣料などのように、同じ商品でも小売段階の上がり方が卸売段階のそれを上回ったケースが多いということであって、これがサービス価格の上昇とならんで消費者物価と卸売物価の乖離をもたらす主因となっている点に注意する必要がある。

## 2. 強まった賃金インフレ圧力

### (1) インフレ圧力の中心としての賃金コスト

それでは以上のような物価上昇の原因は何であろうか。これについて西欧諸国を通じ最大の問題と考えられているのは賃金コストの上昇である。

各国の消費者物価上昇の内容（上昇の著しいもの）

	1959年	1960年	1961年	1962年
西ドイツ				(3月)
総 平 均	+ 1.0	+ 1.5	+ 2.5	+ 3.8
食 料	+ 1.7	+ 0.7	+ 1.2	+ 5.4
家 賃	+ 2.2	+ 6.2	+ 8.5	+ 2.1
教養娯楽費	+ 1.6	+ 2.8	+ 4.1	+ 6.3
英 国				(1月)
総 平 均	+ 0.6	+ 1.0	+ 3.4	+ 4.6
飲料・たばこ	- 2.7	+ 1.1	+ 4.9	+ 9.6
雜 貨	+ 0.4	+ 1.3	+ 8.1	+ 8.2
住 居 費	+ 5.0	+ 3.1	+ 4.6	+ 4.9
サ ー ビ ス	+ 1.4	+ 3.4	+ 5.1	+ 5.9
交 通 費	+ 1.6	+ 3.0	+ 4.1	+ 5.2
フ ラ ン ス				(3月)
総 平 均	+ 6.1	+ 3.6	+ 3.3	+ 5.0
飲 食 費	+ 3.3	+ 2.8	+ 3.4	+ 6.6
サ ー ビ ス	+ 10.8	+ 11.6	+ 3.1	+ 4.2
教養娯楽費	+ 9.9	+ 3.6	+ 3.4	+ 3.4
家 賃	+ 13.6	+ 17.4	+ 13.0	+ 11.7
交 通 費	+ 6.7	+ 8.1	+ 8.6	+ 2.0
イタリア				
総 平 均	- 0.4	+ 2.3	+ 2.1	
オーストリア				(1月)
総 平 均	+ 2.7	+ 2.7	+ 2.6	+ 5.2
食 料	+ 0.3	+ 1.9	+ 2.1	+ 5.6
家 賃	+ 2.5	+ 2.1	+ 4.4	+ 6.5
住 居 費	+ 4.5	+ 2.7	+ 6.9	+ 7.3
ス イ ス				(2月)
総 平 均	- 0.7	+ 1.4	+ 1.9	+ 4.1
家 賃	+ 3.7	+ 2.6	+ 3.2	...
ス ウエーデン				
総 平 均	+ 0.7	+ 3.9	+ 2.5	...
住 居 費	+ 4.0	+ 2.6	+ 5.7	...
フィンランド				(2月)
総 平 均	+ 1.9	+ 2.8	+ 1.9	+ 0.9
家 賃	+ 2.0	+ 5.8	+ 4.5	+ 5.3

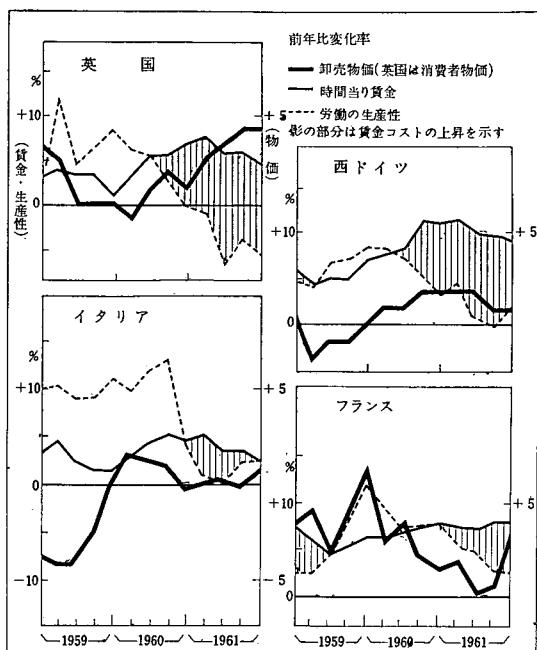
資料： 各国統計による。

事実、物価が上昇に転じた1960年の後半以来、各國で賃金の上昇率は生産性の向上を上回るよう

(注1) 各国をなるべく同一ベースで比較するため、OECD : General Statisticsに基づいて算出。第2表の各國資料によるものとは必ずしも一致しない。

なった。生産性の伸び率が鈍化した反面賃金の騰勢が強まつたためである。それ以前の「好況下の物価安定期」には、生産性は賃金の上昇率をかなり上回っていたのであって、この間の物価安定のおもな理由をこの点に求めるという有力な見解も少なくなかった。たとえば国際決済銀行の第30次年報は、前記のヤコブソンの見解には組せず、この時期の物価安定は、一方において既往の投資効果が需要の拡大とあいまってタイムリーに発揮され、他方賃金上昇が過去の景気後退の影響で比較的マイルドであったという「多分に有利な条件の集積によるもの」であったとし、この条件が失われる時はインフレが再発する危険があることを警告していたのである。1960年後半以降の事態の発展は遺憾ながらこの国際決済銀行の予言を裏書きする結果となったわけである。1961年になるとこうした傾向は多くの諸国でさらに強まった。西ドイツでは生産性の伸びが4%にとどまったのに賃

#### 主要諸国の賃金コストの動き



資料：OECD；General Statistics。

金は10%も上昇し、英国では生産性はマイナスに落ち込んだのに賃金は6.5%も上昇した。

#### (2) 賃金コストはなぜ上がったか

##### (著しい労働力の不足)

このような賃金コスト上昇の原因として第1に考えられるのは労働力の不足、つまり過剰需要の圧力である。西欧諸国はすでに前回のブーム、すなわち1955～56年の景気上昇の際にも労働需給のひっ迫という問題に当面している。しかし今回のブームにおける労働力不足は各国とも当時よりもはるかにはなはだしかった。西ドイツやオランダでは失業率は1%を下回り、超完全雇用というべき状態を現出した。その他の諸国も総じて完全雇用の状態にあり、部分的には建築部門(フランス、ベルギー)などでかなり強い労働需給のひっ迫が生じていた。このような労働力不足は基本的には新規労働力の増加が経済の急激な成長についていけず、労働資源が底をついてきたことが原因である。しかし個々の国についてみると、従来西欧における有力な労働力の供給源であったイタリアからの調達が、イタリア自体の労働事情の引締まりによって困難になってきたこと、あるいは西ドイツの場合東独避難民の流入が減少したことなど特殊な要因があったことも見のがせない。

ともかくこのような労働力の不足は二重の意味で賃金コストを上昇させる要因となった。第1に

#### 西欧諸国の失業率

	1958年	1959年	1960年	1961年
英 国	2.2	2.3	1.7	1.6
西 ド イ ツ	3.5	2.4	1.2	0.8
イ タ リ ア	9.0	8.7	7.9	(7.2)
オ ラ ン ダ	2.3	1.8	1.2	0.9
ス ウ ェ ー デ ン	2.5	2.0	1.4	1.2
ノ ル ウ ェ ー	2.3	2.2	1.7	(1.2)
オーストリア	5.3	4.8	3.7	2.9
ベ ル ギ ー	8.5	9.5	7.5	6.1

(注) カッコ内は推定。

資料：United Nations；Monthly Bulletin of Statistics。

需給関係から賃金の引上げが生じたことはいうまでもない。協定賃金の引上げのみならず、これを上回る追加払(wage drift)が多くの国で増加したことはこの事情を明瞭に物語っている。第2に労働力の不足は生産性の面でもその伸びを抑える働きをした。これはおもに非熟練労働者の雇用が増加し、このため生産能率の低下をきたしたためと考えられている。もちろん生産性の伸びが鈍化したことについては設備能力の限界からくる面も考えられるが、1960年後半以後の各国の生産鈍化の原因を主に労働力不足に求める見方は一般に強い(たとえば本年4月発表のEEC四季報参照)。

#### (強まった労組の賃上げ圧力)

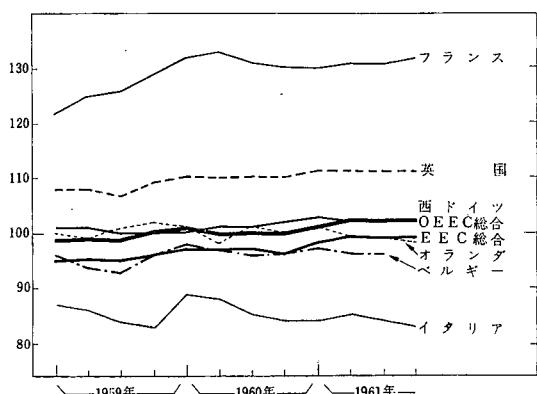
しかし賃金の上昇は過剰需要だけが原因なのでない。労働需給がひっ迫してくればこれを背景とする労組の賃上げ圧力が強まってくるのは当然である。事実、国によっては賃金の上昇率は過剰需要圧力だけでは説明できないほど大きいところもあった。しかも最近の西欧では、西ドイツや英國、スウェーデンなどにかなりはっきりみられるように、一般的にみて需要圧力はひとところほどではなくになっている。にもかかわらず賃金はおおむね従来同様の上昇を続けている。要するに労組の力が賃金の上昇に相当の役割を果たしていること、しかもその役割がだいに大きくなってきていることが明瞭に看取されるのである。そして現在の西欧にとっては、このウエイジ・ブッシュはどうして押えるかが最も切実な問題となっているのである。

#### (3) 卸売物価はなぜ安定していたか

このように賃金コスト面から強いインフレ圧力が働いているのに、卸売物価が比較的安定していたのはなぜだろうか。一つには国際原材料価格が1958年の急落の後も引き続き軟調を続けているとの影響もある。しかし最大の理由としてやはり国際競争激化の影響をあげなければならない。

各国の自由化の進展、域内關税の引下げを中心とするEEC・EFTAの発展、さらには米国の輸出ドライブ、西欧自体の景気の伸び悩みなど諸要因が積み重なって、ここ一両年の国際競争はとみにきびしさを加えている。このことは各国の輸出価格の推移をみてもわかる。西ドイツ・デンマーク・オランダ・ベルギーのプレッシング総裁もいうように、「貿易の分野ではインフレは問題にならない」状態なのである。こうした貿易価格の安定は、輸入商品を含めた各国の卸売物価にそれ自体安定的影響を及ぼす。このように对外競争圧力にさらされている国内産業部門が賃金コストの上昇を価格に転嫁できなくなるのは当然の結果である。こうした事情が最もはっきり現われたのは西ドイツである。既述のように西ドイツでは賃金コスト面からのインフレ圧力がとくに強い。そのうえ同国は昨年3月、国際収支の慢性的な黒字対策としてマルクの5%切上げを行ない、国際競争力の弱体化を招いた。このような賃金コストの大幅上昇と对外競争激化の板ばさみにあって、西ドイツ企業は利潤の縮小を余儀なくされた。西ドイツのように企業が投資資金の調達を企業利潤からの自己金融に大きく依存する伝統の強い国では、利潤の減少は直ちに投資の減退に結びつく。はたして1961年の秋ごろからこうした傾向が目立ってきた。そしてこの傾向

輸出価格  
(1953年=100)



資料：OECD; General Statistics.

が続くならば企業利潤の縮小—投資減退の過程を通じて経済の成長が阻止され、本格的な不況を招くのではないかという点が深刻に憂慮されるような事態となった。連邦経済省が昨年12月の景況報告で、西ドイツ企業はもっと外部金融依存度をふやすべきだという一見異例の勧告を行なったのはこういう背景があったためである。

他面企業の利潤縮小には実際上限度がある。最近になって多くの諸国で卸売価格のほうもシリシリ上がりだしたのはそういう事態の現われであろう。

#### (4) 消費者物価面に現われた賃金インフレ圧力

しかし消費者物価面では賃金コスト面からのインフレ圧力はより端的に表面化した。この分野では国際競争はそれほど大きな影響力をもたない。第1に、いうまでもないことであるがサービス部門は国際競争の圧力をほとんど受けない。そのうえ元来サービスに対する需要は所得水準の向上に伴いしだいに増加するすう勢にあり、しかもこの部門では生産性向上の余地が限られている。したがってサービス業の賃金や手間賃が需給関係ないしは製造業での大幅な賃上げの波及によって上昇すると、これを生産性の向上でカバーし切れず、賃金コストの増加はそのままサービス価格の上昇にはね返る。

第2に消費財の場合でも、国際競争の直接の影響は主として卸売段階までである。したがって小売段階では、サービス部門と同様の事情で生じる賃金コストの上昇を小売価格に転嫁しやすい事情にある。同じ商品の小売価格が卸売価格を上回って上昇するというすでに指摘した一般的な現象は、このようにして説明できるであろう。

### 3. その他の物価上昇要因

#### (1) 物価上昇には特殊な要因もある

以上西欧諸国の物価上昇を大きく左右したとみ

られるコスト・インフレの主要要因についてみてきたわけであるが、もとよりあらゆるインフレ傾向がそうであるように、最近の西欧諸国の物価上昇がすべて賃金コスト面からの圧力だけによって生じたものとみることはできない。そこには各種の特殊要因をも含めて多くの要素が伏在している。以下そのおもなものを拾ってみよう。

#### (統制価格の引上げ)

第1に各国共通の現象として家賃や公共料金など統制価格の引上げがある。家賃は多くの国で相当部分なお統制下にある。その大幅な値上がりはすでにみたとおりで、これは統制家賃の引上げによる点が大きい。またフランスの交通費の急騰は国鉄や地下鉄料金の値上げが原因である。

#### (農産物価格の騰貴)

特殊要因の第2は不作による農産物の値上がりである。とくに昨年の西ドイツでは野菜やじゃがいもが2倍、3倍にも値上がりし、これが生計費指数中食料の項目を本年3月現在前年比5.4%も押し上げる要因となった。フランスやオランダでも程度の差こそあれ同様の事情がある。しかも多くの農産物価格については政府による各種の価格支持的保護政策の影響が多分に働いている。

#### (間接税の引上げ)

第3に一部の諸国では間接税引上げの影響もあった。間接税は価格の中に組み込まれているからその引上げは多くの場合価格騰貴を引き起こす。その典型的な例は英国である。英国は昨年7月ポンド危機に際し経済緊急対策の一環として間接税を引き上げた。昨年第4四半期現在、飲料・たばこおよび雑商品が前年比それぞれ9.6%、8.2%の大幅値上がりをしたのはほとんどこのためで、両者合わせるとその消費者物価全体の上昇に対する寄与率は5割をこえている。

以上のような諸要因はそれ自体必ずしもインフレーション的なものとはいえない。統制価格の引

上げについてはこれが戦後インフレ抑制の見地から最近まで低位に据え置かれてきており、現在その調整過程にあるという事情を考慮しなければならない。つまりこれには物価体系の正常化という面があるのである。また農産物価格は過去において短期的には変動が激しいが長期的にはかなり安定度の高い動きを示しており、最近の高値も一時的なものが多く一般的なインフレへの影響力は比較的小さいともいえる。結局のところこれらの特殊要因に基づく物価上昇について最大の問題はこれが賃金・物価のスパイラルに発展するのをいかにして防止するかという点にある。フランスの最低保障賃金制度<sup>(注2)</sup>をはじめいわゆるエスカレーター・クローズに対する反対が一般に強いのはこのゆえである。

なお最後に物価上昇には指数自体のゆがみによる面もあるということを指摘しておかなければならない。とくに問題なのは物価指数に品質改善の影響を十分に反映させることができないため、物価指数の動きが物価上昇を実勢以上に大きくみせることが多いという点である。なかなかサービス価格についてはこういう傾向が強く、したがって消費者物価指数は卸売物価指数に比べて上方へのゆがみが大きい。もっともゆがみの程度はせいぜい年率1%どまりといわれており、その影響を過大視してはなるまい。

## (2) 管理価格の問題

最後にウェイジ・プッシュと並んで一般にコスト・インフレの2大要因とされる企業の管理価格の役割について触れておこう。これが米国などで近年非常に問題視されていることは周知のとおりである。もちろん西欧諸国でも本年2月需要減退傾向のもとで行なわれた英国の鉄鋼価格の引上げや、本年にはいってからの西ドイツの自動車価格の引上げについては管理価格の影響が働いている

と認められる。しかし総じていえば、西欧諸国側では管理価格の影響はそれほど大きくないというのが一般的評価のようである。その理由としては、第1に米国に比べて国際競争が激しいこと、第2に中小企業の占める比重がかなり大きく、寡占体制が弱いこと、第3にオランダやノルウェーのように政府が、価格賃金に対する特殊の規制権限を有する例や、フランスの鉄鋼価格に典型的にみられるように政府の価格に対する干渉の度合が事実上強いことなどがあげられよう。

ただ現実にコスト・プッシュ・インフレーションが高進するプロセスをみると、労組の賃上げ圧力と企業の価格支配力がなんらかの程度からみ合って物価上昇の直接の要因を作る場合が多い。この点では労組の組織力が強く、かつ企業の集中度が高いといった基幹産業(key industry)が賃金や価格引上げのペース・メーカーとなり、その他の経済部門がやがてこれに追随するという形をとる場合が多い。この点は米国と欧州諸国とで大きな差異はなく、企業または企業グループの価格支配力がコスト・インフレの一要因たりうるという点では欧州諸国も例外ではない。

前述のようにこれまでのところ欧州のコスト・インフレにおいて労組の賃上げ圧力がより表面に出ていることは事実であるが企業の価格政策に問題がないとはいえない。欧州諸国のコスト・インフレ抑制策が労組と並んで企業への直接的働きかけを重視していることなどは、この間の事情を物語るものであろう。

## 4. 各国のコスト・インフレ対策

### (1) 有効な金融財政政策

各国の対策で第1に取り上げなければならないのはいうまでもなく過剰需要対策としての金融財政政策である。とくに金融引締めは1960年を中心

(注2) 法定最低賃金水準を生計費指数にスライドさせる制度。

にほとんどの諸国で行なわれた。賃金コスト上昇の原因が過剰需要である場合これが最も有効な対策であることはいうまでもない。しかしコスト・プッシュが加わっている場合でもその程度いかんでは過剰需要の抑制はこれにかなりの間接的効果を及ぼす。需要が減退する場合には企業家の労組に対する抵抗が強まり、労組の賃上げ自体も弱まるからである。企業側の価格支配力が引締めによって重大な影響を受けることはいうまでもない。昨夏の英国の緊急引締め措置や、現在スイス・オーストリアなどで続けられている引締め政策はもちろんそういう総合効果をねらったものである。

### (2) 重要視される賃金政策

しかし最近の西ドイツや英国のように需要圧力はかなり弱まっているのに労組の強い圧力によって賃金コストの上昇が続くという場合には金融政策一本やりの対策では適切を欠くことになる。もちろんこういう場合でも金融政策は無効なのではない。ブレッシング総裁が最近の演説で述べているように、「過度の賃上げが可能なのは結局は賃上げに必要な資金が供給されるからで、引締めを十分きびしく(rigoros genug)行なえばコスト・インフレーションといえども押えることができる」のである。にもかかわらずこの方法が実際適用できないのは、金融引締めのみにたよった場合、深刻な不況と大量の失業の発生というドラスティックな事態を招きやすいからである。そこで直接に賃金決定自体に働きかける政策が必要になってくる。最近の EEC の四季報も現在の情勢では「各國が直接の賃金政策上の措置を講ずる必要がある」旨を指摘している。

### (3) 各国で行なわれた賃金政策

このように賃金政策の必要性に対する認識は西欧一般に高まりつつあるが、それでは賃金政策として具体的にいかなる方策を講すべきかということになるといろいろ問題が多いというのが現状で

ある。これまで各国で行なわれた賃金政策をひとわたりあげてみよう。

労組に対し不当な賃上げの自省を求めるため道義的説得を加えるというのは最近各國でみられる傾向であるが、とくに典型的な賃金抑制策と称しうるものとしては第1に英國のペイ・ポーズ(賃金据置措置)をあげることができよう。1961年7月の経済緊急対策の一環として行なわれたこの措置の核心は、公共部門の雇用者に対する賃金政策という点にある。政府は最大の雇用主であるという認識に立ち、公務員および国有企業の従業員の賃上げを抑え、同時にこれを通じて間接的に民間の賃上げをも抑えようというのである。その効果についてはいろいろ批判もあるが、英國のポンド危機乗り切り策として今日まで一応の成果をあげてきたという点は認めなければならない。

第2に賃金決定に政府が関与する動きである。最も一般的な形は政府がイニシアチブをとり、労使双方を交えた3者の間で審議会を作り、これを通じ世論を背景に労組の賃上げ、さらには企業の価格引上げを牽制しようとするやり方である。オランダではすでに古くからこの方法が実施されている。フランスでも毎秋3者会議が開かれ、賃上げ要求について検討が行なわれているが、オーストリアでも合同物価賃金委員会が同様の機能を果たしている。さらに最近に至り英國がこれに加わった。すなわち本年3月に発足した NEDC (国民経済発展審議会)は政府・労・使の3者を主要メンバーとし、長期経済計画の策定を任務としているが、当面の課題はペイ・ポーズ終了の後を受けた長期の賃金政策の樹立にあり、政府としてはこれを通じ労組の賃上げを妥当な範囲に押えていくこうという意図をいだいている。これにならって、ウェイジ・プッシュの強い西ドイツなどでも最近類似の機関の設立を検討する動きがでてきている。

最後に西ドイツのエアハルト経済相が自動車産

業の値上げに干渉した事件に触れる必要がある。これは西ドイツの主要自動車メーカーが労使交渉の結果かなり大幅な値上げを認め、そのしわを販売価格の引上げに転嫁しようとしたものであった。この動きの中心となったフォルクスワーゲン社の場合、国内外からの巨額の受注量を消化しきれないという恵まれた需給関係にあった。したがって需要インフレから厳密に区別された意味でのコスト・プッシュではないとの見方もあるが、賃上げから物価値上がりに及ぶプロセスは典型的なコスト・インフレの発展の仕方を示すものであった。米国でケネディ大統領が鉄鋼値上げを阻止した事例にならって西ドイツ政府が強力な干渉を行なおうとしたのは当然であった。しかし業界はあくまで販売見通しについてあくまで強気に立ち、また政府の干渉的態度に反発する気持もあって値上げを強行したが、一方これに対して政府は自動車のEEC域内関税率を50%引き下げる措置に出た。これによる輸入価格への影響力は5%に及ぶ以上、自動車産業に与える打撃はかなり大きい。この結果政府の意図が成功するかどうかはまだわからない。ただ政府が自動車産業への働きかけを通じ、企業の価格政策と同時に労組の賃上げ気運をけん制しようとした点では今回の典型的なコスト・インフレ対策であり、また関税引き下げを含む輸入自由化が有力なインフレ抑制策であることを示した点において、かなり重要視すべきものがあろう。

#### (4) 賃金政策の基準について的一般的な考え方

賃金政策をどういう形で行なうにしても次に問題になるのはその基準である。つまりどの範囲の賃上げを妥当なものと認めるかという問題である。これについて最近の欧米で最も有力な見解は賃上げを経済全体の平均的な生産性向上の範囲に押えるべきだという考え方である。基準を企業ないし産業ベースに求めないことには大ざっぱにい

って二つの理由があげられている。

第1の理由はこうである。生産性向上度の大きい成長産業などが生産性に見合った賃上げを行なうことはそれ自体としては問題はない。しかしこれが行なわれると、その賃上げは一般化し、生産性向上度の低いサービスなどの部門でもこれに準じた賃上げが起り、この部門から物価上昇が起こってくる。

第2にサービス価格については所得水準の向上に伴う需要の増加などからその上昇は不可避とみる見解が強い。そうだとすれば、平均価格としての消費者物価水準の安定を保つためには、商品価格したがってまた卸売物価を引き下げいかねばならないことになる。これを可能にするためには生産性向上の大きい部門で、生産性向上によって生じた余力を賃金・利潤の増加で食いつぶさず、一部を価格引下げに振り向けていくよりほかないであろう。

こういう考え方方は欧米では別に最近に始まったものではないが、本年にはいって米国の経済教書、英国の所得白書をはじめ各国当局の発言の中に盛んに現われるようになってきており、いまや欧米における賃金政策の普遍的目標になっているといっても過言ではない。

## 5. む　す　び

コスト・インフレーションは西欧諸国にとって今回がはじめての経験ではない。前回のブームの調整期にも同じような現象がみられた。そうしてみるとこれはある程度は景気循環に伴う現象だといえるだろう。つまり景気上昇期のはじめには設備の操業度の上昇によって生産性が大きく向上し、これに対し賃金の上昇が遅れる傾向にあるため、企業利潤は増大する。そして景気が調整期にはいり、生産性の伸びが鈍化するころになって利潤分配を求める労働者側の賃上げ要求が本格化

し、賃金コスト面からのインフレ圧力が増大しそう。このようにコスト・インフレには、実体的な景気循環に対するタイム・ラグとして的一面がある。この点だけからいえば、現在西欧諸国にみられるコスト・インフレも、今後の景気調整の浸透につれてしだいにその勢いは衰えるということも期待されるわけで、現に最近のE E C四季報なども今後賃金上昇は鈍化するだろうとみている。

ただ現実のコスト・インフレの本質的問題は、むしろこれを単なる循環の遅れとみるだけでは済まされない要素を含んでいる点にある。最も重要な点は、現在の経済社会構造のもとでは、賃金・物価が上昇方向には弾力的であるが、下降傾向に対しては著しく非弾力的であるという点にある。こうした下方硬直性が根強く残る限り、景気循環の繰り返しが起こるたびに、あるいは需給関係の構造的变化が起こるたびに、物価は下へは下がらず、上方へのみ段階的に上昇運動を続けることになる。いわゆるラチェット(鋸歯状)運動がこれである。

このような西欧諸国のコスト・インフレ傾向が今後いかなる推移をたどるかについてはにわかに予断を許さない。労働力需給については、今後長期的にみて、成長テンポの鈍化や戦後のベビー・ブームの労働化の影響など緩和要因に期待する見方もあるが、いずれにせよこの数年の間は労働力不足の緩和は望みえないであろう。他面労働組合の組織力や労働者の賃上げ意欲は全般的に強まる傾向にある。他方管理価格についてはどうか。最近工業国全般に設備能力が格段に強化され、これにE E C体制の発展や自由化政策の影響も加わって国際競争はいよいよ激化する方向にある。こうした情勢が恣意的な管理価格の形成を困難にしようが、他面企業の集中や提携を通じて経営基盤はいよいよ強化されようとする動きも顕著である。

この面からするコスト・インフレの要因も決して無視すべきではないだろう。

こうして西欧各国当局にとって、今後コスト・インフレ問題の処理は、引き続き最重要な政策的課題として残るであろう。しかもそれはなかなかの難問題に相違ない。コスト・インフレの本質を概念的に明らかにすることは比較的容易であっても、その具体的な発展過程は、制度的ないしは構造的要因のみならず短期の循環的因素が複雑にからみ合っているため、それぞれの実情に応じた適切な対策を講ずることは決して容易なことではないからである。とくに民主的な経済体制の「経済的自由」への要求と、当局の指導力をいかに調和させるかということは、多分に政治的判断にかかる困難な問題であり、これを解決するには高度のステーツマン・シップが要求されるといわれるゆえんであろう。ただこのことは、コスト・インフレ対策に合理的な経済的判断が無視されてよいということではない。経済の硬直性をできるだけ緩和し、市場経済の機能を円滑に機能させるための方策、すなわち再訓練計画を通ずる労働力の移動性向上、労働市場情報や斡旋機能の改善、労使を通ずる不健全な市場行為の規制などは、一見遠回りではあるが、コスト・インフレ傾向を阻止するため還境対策として必要不可欠な方策と考えられている。また典型的なコスト・インフレに対し、金融・財政政策など需要面の対策一本やりで処理しえないことは明らかであるが、実際のインフレ過程で、需要抑制のための「正統的」な規制手段を用いずに処理できると考えることも大きな誤りであろう。高次のステーツマン・シップのものに、あくまで現実に即した合理的な政策手段がいかに機敏に、かつ総合的に活用されようとしているか、われわれが欧米諸国のコスト・インフレとその対策に学ぼうとする場合のポイントもこの点になければなるまい。